

平成 21 年 6 月 19 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2006～2008

課題番号：18510228

研究課題名 (和文) 医療・法曹職女性の研究—職場と家庭における性別分業と階層

研究課題名 (英文) Women in Medicine and Law: Gendered Division of Labor at Work and at Home and Social Stratification

研究代表者

中村 真由美 (NAKAMURA MAYUMI)

お茶の水女子大学・教育研究特設センター・助教

研究者番号：30401269

研究成果の概要：

法曹と医師のワーク・ライフ・バランスとキャリア形成のジェンダー間格差の状況を明らかにするために複数の調査を実施した。法曹に対しては、日本女性法律家協会と日本弁護士連合会からのご協力をいただき、男女法曹を対象とした郵送質問紙調査を実施し（回収率 30%、回収数 1874 票）、計量的分析を行った。医師に対しては、複数の大学関係者にご協力をいただき、インタビュー調査（および、パイロット的な位置づけの小規模な質問紙調査）を実施し、質的分析を中心に行った。分析結果は、冊子体の成果報告書（『医療・法曹職女性の研究』）として出版されている。本報告書には、7つの論文が収められているが、そのうち6つの論文で、法曹に対する調査結果の計量的分析を行い、男女法曹のキャリア形成と家庭役割におけるジェンダー間格差について様々な角度から検証した。また、1つの論文では、医師に対するインタビュー調査の結果に基づき、女性医師のキャリア形成と家庭役割の状況について質的分析を行っている。

法曹（主に弁護士）に関しては、キャリア移動パターン、入職経路と地位達成、専門分野選択、育児休業やその他支援策と出産経験、辞めなくなった経験と性差別体験、家事時間の規定要因などの多くの側面から、法曹がおかれている状況やジェンダー間格差の現況を明らかにした。法曹（弁護士）のジェンダー間格差については、以下のことが明らかになった。（1）入職経路と地位達成の関係では、学校関係のネットワークによる入職が男性には有利に働くのに女性には有利に働かないこと、しかし、親や配偶者等の血縁を通じて入職した女性は例外的に有利な状況にあること（2）専門分野では、女性は個人を対象とした、所得の比較的低い領域（親族問題など）に集まる傾向が、男性は企業を対象とした、所得の比較的高い領域（会社法など）に集まる傾向があるが、涉外や工業所有権という一部の企業関連領域では女性が多いこと、（3）辞めなくなった経験では、女性弁護士の方が男性弁護士よりはるかに多く、それは業務内容や仕事の配分における性差別が関係していること、（4）家事・育児については、男性弁護士より、女性弁護士の負担がはるかに大きく、男性弁護士の家事時間は、年齢や収入といった要因の影響をほとんど受けていないのに対し、女性弁護士の場合は、未既婚の別、子供の有無や人数な

ど、ライフスタイルや家庭環境によって、家事時間の割合が変化することなどがわかった。また、事務所に育児支援策があることが、女性弁護士の出産にプラスに働く可能性があることや、女性の法曹三者のキャリア移動パターンは、弁護士と検事・判事で大きく異なること等も明らかになった。

医師に関しては、女性医師の専門分野や働き方を偏らせるのは、女性医師本人の性役割観による選好や、上司・患者の偏見からの差別からというよりは、誘因の差異あるいは構造的・制度的要因が主な原因となっている可能性が高く、適切な制度設計で問題は改善可能であることがわかった。

なお、法曹と医師の計量比較分析に関しては、21年度以降に医師についての質問紙調査を実施予定であり、その結果とあわせて、比較計量分析を行っていく予定である。

#### 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	2,600,000	780,000	3,380,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,600,000	930,000	4,530,000

研究分野：ジェンダー

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：ワーク・ライフ・バランス、専門職研究、医師、弁護士、家族、女性、キャリア形成、社会学

#### 1. 研究開始当初の背景

日本でも、医師や法曹といった、高い専門性を伴う専門職への女性の参入が増えている。これらの専門職は社会的な重要度が高いにも関わらず、また、近年では女性医師の離職が社会問題となっているにも関わらず、これらの専門職についている男女のワーク・ライフ・バランスやキャリア形成の実態については、包括的な社会学的研究がなされておらず、ジェンダー間格差の実態も十分に把握されていなかった。

そのため、本研究では、新たに社会調査を実施し、法曹と医師のワーク・ライフ・バランスやキャリア形成のジェンダー間格差につ

いての実態を解明することを目指した。

比較研究を計画した理由は、法曹と医師という、同じように高度な専門性を必要とする専門職でありながら、制度が非常に異なる専門職の比較をすることで、制度がキャリア形成やワーク・ライフ・バランスのジェンダー間格差に与える影響について、1つの職業の枠を超えた、普遍性のある知見を得ることができるからである。

#### 2. 研究の目的

本研究の全体構想は、(1)女性の医療職・法曹職へ参入の増加による「変化」－職場と家庭における性別役割分業の変化と、階層構造に与える変化(女性自身の階層移動や職業

の世代間継承パターンの変化、および専門職の同類婚が階層格差の拡大に与える影響)をあらたに企画する国内の医療職・法曹職女性を対象とした調査の分析を用いて、包括的に明らかにし、さらに(2)医療職と法曹職とを比較することで、専門職における制度等の違いが職業の世代間継承の状況や職場および家庭における男女役割分業の状況に与える影響について解明しようとするものである。

### 3. 研究の方法

当初は、法曹と医師の双方に対して、それぞれ千人規模の質問紙調査を実施する予定であったが、予算等の事情から、今回は法曹に対して、数千人規模の郵送質問紙調査を実施し、医師に対してはインタビュー調査(および、パイロット的な位置づけの小規模な質問紙調査)を実施した。(なお、医師に対する質問紙調査については、21年度からの、科研費研究 基盤研究(C)『男女医師のワークライフバランスとキャリア形成の研究』において実施予定であり、その結果と、今回の法曹に対する質問紙調査の結果とあわせて、比較計量分析を行っていく予定である。)

法曹に関する調査については、日本女性法律家協会と日本弁護士連合会のご協力をあおぎ、前者の会員(女性のみ、法曹三者)に対しては全数調査、後者(男女、弁護士のみ)の会員に対しては、無作為抽出による郵送調査を実施した。回収数は1874票、回収率は30%であった。

医師に対しては、11名の男女医師(女性8名、男性3名)に対するインタビュー調査と、機縁法によるパイロット質問紙調査(回収数42票 女性のみ)を実施した。

### 4. 研究成果

法曹に対する質問紙調査の結果は、冊子体

の成果報告書『医療・法曹職女性の研究』にまとめられている(九州大学図書館等に所蔵)。

本報告書には、7つの論文が収められているが、そのうち6つの論文で、法曹に対する調査の分析を行い、男女法曹のキャリア形成と家庭役割におけるジェンダー間格差について様々な角度から検証している。また、1つの論文は、医師に対するインタビュー調査の結果に基づき、女性医師のキャリア形成と家庭役割の状況について分析している。

法曹についての報告では、主に法曹(主に弁護士)を対象に、キャリア移動パターン、入職経路と地位達成、専門分野選択、育児休業やその他支援策と出産経験、辞めなくなった経験と差別体験、家事時間の規定要因などの多くの側面から、男女法曹がおかれている状況を明らかにした。

まず、第一章「法曹女性のキャリア移動(三輪哲)では、日本女性法律家協会の会員からの回答に基づき、法曹職女性(弁護士、検事、判事の法曹三者)のキャリア移動の構造を分析した。注目するのは、1)どのようにキャリア移動していくのか、2)どの仕事か、いつ、どのような理由で辞めやすいか、の2点である。

法曹では、「弁護士」と「検事・判事」で、キャリア移動パターンが大きく異なることが明らかになった。弁護士は転職しながら、2職目または3職目で勤務弁護士から経営者弁護士と地位が変化するが、検察官と裁判官は定年まで初職を継続する傾向にある。離職理由については、弁護士は新規開業が多く、結婚・出産で無職になっても、いずれは経営者弁護士になるのに比べ、検事・判事では、定年時に離職することが多いが、結婚・出産での離職率は弁護士に比べて多いことが明らかになった。

第二章「法曹職における入職経路と地位達成のジェンダー間比較」(朝岡誠)では、弁護士の入職経路に焦点をあて、入職経路にジェンダー間で差があるかどうか、さらに入職経路のタイプ(個人的ネットワークや、血縁関係など)の違いによって、その後の所得や顧問先に違いがあるかどうかを検証した。

弁護士においては、個人的なネットワークを使った入職が効果的であることがわかった。また、入職経路にはジェンダー差があり、学校関係のネットワークによる入職で有利な条件が得られるのは、男性だけであった。ただし、血縁関係を通じた入職した女性は所得や顧問先の面で、非常に有利な条件を得ていることがわかった。

第三章「法曹職の専門領域とジェンダー」(中村真由美)では、弁護士の専門分野にジェンダーによる偏りがあるかどうか、さらに、これらの分野ごとに所得や労働時間の格差があるかどうかなどを分析した。

海外での知見同様に、日本の女性弁護士も、伝統的な女性性との親和性の高い領域(「親族問題」など、個人を対象とした、感情労働を伴う分野)を専門とする傾向があり、さらに海外での知見同様に、これらの分野では比較的所得が低い傾向が見られた。ただし、海外での知見とは異なり、涉外や工業所有権など、企業関連分野の所得の高い分野でも、女性弁護士が多くなっていた。若い世代で、日本の女性弁護士が活躍の領域を広げているようにもみえる。しかし、これらの分野の女性は経営者弁護士である割合が他分野に比べて低く、昇進にジェンダー差がある可能性がある。

第四章「女性医師の専門科の決定要因について—インタビューの結果から—」(中村真由美)では、女性医師のインタビュー結果に基づき、なぜ女性医師の専門分野に偏りが生

じるのか、なぜ女性医師は非常勤勤務や、診療所勤務といった働き方を選ぶようになるのかということの要因を検証した。

女性医師の専門分野や働き方を偏らせるのは、女性医師本人の性役割観による選好や、上司・患者の偏見からの差別からというよりは、誘因の差異あるいは構造的・制度的要因(たとえば常勤勤務医師は勤務の柔軟性が低く、夜間呼び出しも伴うために、家庭を持つ予定がある女性医師は夜間呼び出しの少ない慢性疾患の専門科を選択しやすいなど)によって、性による偏りが生まれている可能性が高く、適切な制度設計で問題はある程度解決可能であることが明らかになった。

第五章「育児休業・育児支援策が子どもを持つ女性に与える影響」(田中規子)では、女性弁護士に焦点をあて、育児休業制度やその他の育児支援策の有無や、配偶者の家事時間、本人の労働時間、配偶者の収入などの要素が、女性弁護士が子供を持つかどうかということに与える影響を推定した。

分担金の免除・軽減以外の対策と、個別の対応が、若い世代の女性弁護士が子供を持つ確率を高めている可能性が窺えた。ただし、この分析に関しては、今後、手法をより洗練させて再検証する予定である。

第六章「弁護士の仕事を辞めたい経験の要因分析—弁護士の離職行動の男女比較—」

(松田典子)では、弁護士のうち、どのような背景を持つ人が法曹を辞めなくなった経験があるのか、ということ、職業に対する意識(なぜ法曹を選んだのか)や、性差別の経験などの職場環境の要因から分析した。

一般に女性の方が、男性よりも法曹を辞めなくなった経験があると答える率が高い(女性43.2%、男性27.2%)。さらに、女性のうち、法曹を選んだ理由として、「自分の能力を発揮できること」を選んだ女性と、「業務内容

や仕事の配分において性差別を受けた経験がある」と答えた女性は、「辞めなくなった経験」があると答える傾向にあることが明らかになった。自己実現を希望しているのに、性差別により仕事の範囲が不当に狭められることで、少なからぬ女性弁護士が大きな失望を味わっている状況が明らかになった。

第七章「家事分担状況とその規定要因―性役割観・性別・年齢・所得との関連から―」（麻生奈央子）では、男女の家庭内における家事負担の割合は、どのような規定要因によって決まるのか、性別・年齢・性役割観・労働時間・所得の観点から、その影響について検討した。

男性弁護士の家事時間は、年齢や収入といった要因の影響をほとんど受けていないのに対し、女性弁護士の場合は、未既婚の別、子供の有無や人数など、ライフスタイルや家庭環境によって、家事時間の割合が変化した。さらに、女性は自分の収入が高いほど、家事時間が短縮することから、高収入の女性ほど、家事のアウトソーシング化や家族の他の成員の協力を得やすい傾向が窺えた。また、男性の家事労働に唯一影響を与えていたのは、性役割観であった。平等的な性役割観の持ち主の男性ほど、家事時間が長くなる傾向がみられた。

以上、結果をまとめると、高い人的資本（高い学歴や職業スキル）を持つ弁護士であっても、様々な面において、ジェンダー間格差が存在することが明らかになった。また、弁護士の場合、育児休業制度などが存在しないか、あっても弁護士に適応されないケースも多いが、育児支援策などの制度がある場合、弁護士女性が家庭との両立（子供を持つこと）にプラスに働いている可能性があることもわかった。

医師に関しても、女性医師の専門分野や働

き方を偏らせているのは、偏見というよりは構造・制度上の問題が大きく関わっており、制度の変革が女性医師のワーク・ライフ・バランスの改善と一層の活躍に有効である可能性があることがわかった。

弁護士と医師との比較という点では、弁護士も医師も責任が重く、激務である点に違いはないが、勤務の柔軟性という点では大きく異なり、それがワーク・ライフ・バランスにも大きく影響している傾向がみられた。

弁護士の方は勤務の柔軟性が大きく、勤務時間や場所に融通がきくため、常勤扱いで勤務している弁護士でも、比較的、家庭と両立しやすい様子が窺えた。一方、医師（常勤勤務医）の場合、勤務時間や場所に融通がききにくく、さらに、病院の常勤勤務医の場合は、主治医制のため、夜間呼び出しや夜勤にも応じなければならず、それが家庭との両立に大きな負担となっていた。その結果、子育て期間中には、常勤職を離れ、非常勤になるなど、キャリア形成で、大きなジェンダー間格差が生まれてしまう状況につながっていた。

今後の研究では、医師に対する大規模な質問紙調査を実施し、法曹と医師のワーク・ライフ・バランスとキャリア形成についての比較計量研究を行い、制度の違いが専門職男女の働き方に与える影響について明らかにし、制度の改善についての提言を行っていきたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

- ①「法律家の仕事と家庭のバランスに関する調査―ご協力のお礼とご報告―」日本女性法律家協会会報 46号：42-45. 2008.6

②「法律家の仕事と家庭のバランスに関する調査」のご報告—男性法曹との比較から—  
日本女性法律家協会会報 47号 (2009.6 予定)

〔学会発表〕(計 1件)

①「法律家の仕事と家庭のバランスに関する調査」についての報告」 日本社会学会  
2008.11

〔図書〕(計 1件)

①『医療・法曹職女性の研究—職場と家庭における性別役割分業と階層—平成 18～20 年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) 研究成果報告書』(編著) (全 206 頁) 2009.3

〔その他〕

①「法律家のキャリア形成と家庭役割の男女差について」東北大学法学研究科グローバル COE プログラム「グローバル時代の男女共同参画社会と多文化共生」研究プロジェクト「少子高齢化社会の家族変動」公開研究会  
2008.11

②「女性医師の専門分野選択について」国立精神神経センター心身医学研究部カンファレンス 2009.3

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中村 真由美 (NAKAMURA MAYUMI)

お茶の水女子大学

教育研究特設センター・助教

研究者番号：30401269

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

三輪 哲 (MIWA SATOSHI)

東北大学大学院教育学研究科・准教授

研究者番号：20401268

朝岡 誠 (ASAOKA MAKOTO)

東北大学文学研究科博士後期課程

麻生 奈央子 (ASOU NAOKO)

お茶の水女子大学大学院

人間文化創成科学研究科博士前期課程

田中 規子 (TANAKA NORIKO)

お茶の水女子大学大学院

人間文化創成科学研究科博士後期課程

松田 典子 (MATSUDA NORIKO)

お茶の水女子大学大学院

人間文化創成科学研究科博士後期課程